令和　　年　　月　　日

代表事業者住所(本社または主たる事業所)

代表事業者名(名称及び代表者の役職・氏名)

賃金引上げの誓約書

記

令和４年度当初予算海外展開のための支援事業者活用促進事業費補助金（ＪＡＰＡＮブランド育成支援等事業）（以下「本事業」という。）の賃上げ加点措置を申請するにあたり、下記の１～６までの事項について誓約いたします。

１．本事業での加点措置及び報告において虚偽の記載をしないこと。

２．本事業の採択の公表日の属する事業年度の終了後５年間と、本事業の採択の公表日の属する事業年度の前年度とを比較して給与支給総額を年率平均１．５％以上増加させること

３．本事業の採択の公表日の属する事業年度の終了後５年間、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金時間額+３０円以上の水準にすること

４．本事業の採択の公表日の属する事業年度の終了後から５年間、事業化状況報告書において給与支給総額及び事業場内最低賃金の実績を記載し、事業場内最低賃金の支払いが確認できる賃金台帳等と併せて提出すること。

５．本事業の採択の公表日の属する事業年度の終了後５年を経過する時点において２．を達成していない場合又は本事業の採択の公表日の属する事業年度の終了後５年以内に３．を達成していない事業年度がある場合は、その事業化状況報告書の提出日から１年間、当該事業者による本補助金及び中小企業庁が指定する本補助金の類似事業への申請に対し、審査時に減点措置を講じるため、その指示に従うこと。

　※事業化状況報告書を提出しない場合も同様の措置を講じる。

６．本事業の採択の公表日の属する事業年度の終了後５年間と、本事業の採択の公表日の属する事業年度の前年度とを比較して、労働生産性及び付加価値額が２０％以上増加しているにもかかわらず、正当な理由なく、２．を達成していない又は事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）が地域別最低賃金時間額+３０円以上の水準に達していない場合、中小企業庁のホームページにて、当該事業者名及び法人番号並びに当該未達の旨を公表するため、その指示に従うこと。

※事業化状況報告書を提出しない場合も同様の措置を講じる。